

論点整理表

資料1
H26.4.22

1. 条例の見直しにおける基本的な考え方について

委員会の意見・要望	関連条文	対応方針
自治推進委員会の答申書は、どの程度の拘束力を持つのか。	第37条 自治推進委員会	自治推進委員会は、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項について審議する機関であることから、委員会からの答申は重要なものである。したがって、まずは、自治推進委員会の答申内容に基づき、区のまちづくりを中心に見直しの検討を行っていただく必要がある。ただし、条例の見直しは全文に及ぶものであるため、答申内容だけに限定するものではない。
条例第38条の最高規範性から、見直しにより他の条例や計画、方針等に影響を及ぼすことがあると思われるが、その辺りは、どの程度踏まえて見直しを進めていけばよいか。	第38条 最高規範性	今回の見直しにあたっては、条文の見直しが第1の視点となる。条例第38条の最高規範性から、見直しにより他の条例や計画、方針などに影響を及ぼす場合には、関係課と協議して改正の手続きを進めたい。
地方自治法など法律の改正に伴い、条例を見直すべき項目はないのか。	全文	地方自治法など法律の改正に伴い、条例を見直すべき項目はこれまでのところは特にない。
条文については、前向きな表現と分かりやすい言葉の活用を心がける。 簡潔に且つ適切に規定し、曖昧な表現は避ける。	全文	理念条例としての性質を鑑みると、あまり細かく謳い込むことができない。また、細かく謳い込むことによって、まちづくり活動の動きが悪くなるという可能性もある。 以上のようなことも踏まえた上で、出来る限り委員会の意見・要望のとおり、条文化にあたっては十分に配慮する。
区について書くならば章立てをしてはどうか。 区については、①域内分権について、②区の特性を生かしたまちづくり、③区のコミュニティについて考えなければならない。	なし	条例に区の章を追加し、①～③の内容を出来るだけ盛り込んでいく。
区のまちづくりに関する条文の規定については、市民側の視点を持って検討が必要。区から市をみるという考え方が必要。区の規定は市のミニ版としてはならない。	なし	条文の内容に応じて、市から区を見る観点と区から市全体を見る観点が必要と考える。区の内容を規定することについては、区から市をみるという観点到重きをおいて検討を進めている。具体的には、区制後の2年間における区の市政・まちづくりの課題について、検討委員会を含め市民参画の手続きにより、市民の視点から課題を整理し、その為に必要な規定を協議し検討を行う。

2. 自治推進委員会の答申を踏まえた見直しに関する事項

委員会の意見・要望	関連条文	対応方針	具体的な対応(区の章の追加)
区役所予算について拡充してほしい。	なし	区役所予算については、まちづくり推進経費として、H26年度は各区2,000万円を要求しているところ。今後も区の予算権限を拡充していきたい。	区のまちづくりの推進に必要な予算確保について規定。
まちづくり活動に対する行政の窓口の一本化と強化が必要。	第15条 組織体制	まちづくりに関わる体制については、区のあり方や機能の再編について方針を作成し強化を図っていききたい。まちづくり活動の窓口の一本化についても調整をしたい。	区役所を区のまちづくりの拠点とすることを明確に規定。 区のまちづくりの推進に必要な区役所の体制や機能の整備について規定。
校区、まちづくり交流室単位の横のつながりを作ることが必要。テーマコミュニティとエリアコミュニティを連携させる仕組みが必要。校区を越えた活動を区に広げたいが、その際の行政の支援が欲しい。	第32条 地域コミュニティ活動 第33条 市民公益活動	地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行うものが相互に連携し、まちづくりに参加することが必要である。 また、身近なまちづくり(区のまちづくり)においては、地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行うものと連携することが特に必要となる。 なお、これらの活動を行うものへの支援については、条例第32条、第33条に規定。	区のまちづくりにおいて、市民、行政の双方が留意すべきこと。 地域コミュニティ活動、市民公益活動を行うものとの連携について規定。
住んでいる場所によって、区民の居住区に対する意識の差がある。	なし	区役所を拠点として、区の特性を生かしたまちづくりをさらに推進させていく。 そのことで、区民(住民)の方々の市政・まちづくりへの関心が高まり、まちづくりを通じた住民間の連帯感も醸成させていければと考える。	区のまちづくりにおいて、市民、行政の双方が留意すべきこと。 地域情報の把握・その情報の発信とまちづくりへの活用について規定。
区長の責務についても定めてはどうか。 区の役割ではなく、区長の役割として規定することが望ましい。	第9条 市長の責務 第10条 市長の役割 第11条 市の職員の責務	区長は一般職員で局長と同じ権限を付与されており、事務分掌規則や事務決裁に関する訓令でその役割、権限については規定されている。 区のまちづくりにおいて、市民、行政の双方が留意すべきこととして規定することを検討。	
まちづくり懇話会について、条例に規定できないのか。 重要な機能を担う、まちづくり懇話会については、将来的にその位置付けを見直し整理していく必要がある。	第31条 参画と協働によるまちづくり条例	まちづくり懇話会については、市民参画と協働の推進条例第21条第2項を根拠として、それぞれの要綱において設置されている。 まちづくり懇話会という形で運営していき、状況を見ながら審議会的なものとして附属機関等に位置付けた方がよいのではないかとということになれば、その時点で位置付けを見直し整理していく必要があると思う。	区のまちづくりにおいて、市民、行政の双方が留意すべきこと。 課題の的確な把握と合意形成による迅速な解決を図ることについて規定。
区のまちづくりビジョンに関連する規定が盛り込まれてもよいのではないか。	第13条 総合的かつ計画的な市政	第6次総合計画の中間見直しにおいて、各区のまちづくりビジョンを総合計画の中に区別計画として位置づけることで、地域全体の一体的な発展に繋げていくこととしている。 まちづくりビジョンについて条例に明文化するのではなく、区のまちづくりの方針を示し、区政・まちづくりの推進を目指すという内容を盛り込むことを検討する。	区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針を示した上でまちづくりに取り組むという内容を規定。

3. 自治推進委員会の答申以外の見直しに関する事項

委員会の意見・要望	関連条文	対応方針	具体的な対応(条文改正)
<p>コミュニティの連携については、区に留まらず、市全体の取り組みとしても規定が必要ではないか。 ※校区単位、まちづくり交流室単位の横のつながりを作っていくことが必要。テーマコミュニティとエリアコミュニティを連携させる仕組みづくりが必要。校区を越えた活動を区に広げたいが、その際の行政の支援が欲しい。</p>	<p>第32条 地域コミュニティ活動 第33条 市民公益活動</p>	<p>第5章コミュニティ活動に、条文を追加規定する。 ※地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行うものが相互に連携し、まちづくりに参加することが必要である。</p>	<p>地域コミュニティ活動、市民公益活動を行うものが、自主性により相互に連携しまちづくりに参加、協力することを規定。</p>
<p>地域コミュニティ活動等の概念が非常に広いため、曖昧さが否めない。多様な活動を対象に含むことになることで、柔軟性を持つ反面で危険性を伴うことになる。</p>	<p>第32条 地域コミュニティ活動 第33条 市民公益活動</p>	<p>平成23年4月1日に市民参画と協働の推進条例を施行し、第4章のコミュニティ活動において、その活発化に向け、市民と行政が相互支援していくための基本的事項を規定した。 具体的には、活動の担い手育成の為の研修強化、活動拠点として市民活動支援センター等の機能充実、活動資金等の支援として市民公益活動支援基金の創設など、様々な取り組みを行っている。</p>	
<p>条例の施行後において、まちづくり活動への市民の意識の変化が見られない。 行政、市民の双方に問題があり、職員研修や参画、協働の仕組みの整備など取組みの推進が必要。</p>	<p>第30条 市民参画・協働のための仕組み 第31条 参画と協働によるまちづくり条例</p>	<p>PI(パブリック・インボルブメント)実施方針に基づき、全事業を対象に市民参画の手続きの実施に取り組んでいる。また、市民参画と協働の推進条例を施行し、積極的な市民参画と協働の拡充・推進に努めている。庁内推進会議の設置や各課の参画協働推進員の配置など、体制整備も実施。 今後、市民への条例の周知と併せて更なる市民参画と協働の推進を目的に、より効果的な制度や仕組みの検討を行う。</p>	
<p>まちづくりに関心を持つことは、知ることから始まる。 市民の役割の中に、積極的に情報を取り入れるという努力規定を盛り込む必要があるのではないか。</p>	<p>第6条 市民の責務 第25条 情報共有の原則</p>	<p>情報共有は参画と協働の前提となるものである。したがって、まちづくりに参画するためには、当然、積極的に情報を得ることが必要となり、第6条の規定に含むと考える。 また、第25条では、市民、市長等がまちづくり・市政の情報提供に努めることを規定し、さらに、市民参画と協働の推進条例第3条の情報共有においては、市民、市長等が情報共有に努めることとしている。</p>	
<p>まちづくり活動における個人情報の取得にあたっては、その保護を緩和するという内容を条例に盛り込むことができないか。 個人情報を保護することで、本来、利益を受けることができる人が受けられていない。</p>	<p>第25条 情報共有の原則 第26条 個人情報保護</p>	<p>条例第25条では、市長等と市民はお互いに、市政、まちづくりに関する情報を積極的に提供することに努めることとしている。ただし、まちづくり活動を理由として一律個人情報開示の可否について緩和することはできないため、熊本市個人情報保護条例において、個別ケース毎に判断することが必要となる。</p>	
<p>条例第24条の危機管理では、防災についてもう少し条文があってもよいのではないか。</p>	<p>第24条 危機管理</p>	<p>自治基本条例で危機管理について規定しているのは、他の政令指定都市にはなく、本市の特徴的なものと言える。 また、第6次総合計画の中間見直しにおいて、危機管理について新たに編として定めた上で、地域防災計画などに基づいて、防災を含めた危機管理体制の強化について取り組みを推進することとしている。</p>	
<p>団体との協働だけでなく、個人の自主的な協働もある。団体に限らず個人も含めるような表現の工夫が必要。</p>	<p>全文</p>	<p>条例では、協働の相手方として個人も含めており、団体に特定していない。平成22年の新しい公共検討委員会からも、新しい公共の担い手として個人もその一主体とするという提言をいただいたところである。ただし、具体的な制度では、個人の活動を対象としないものがある。 なお、地域コミュニティ活動は組織や集団の活動としており、個人の活動を想定していないが、市民公益活動については、個人の活動も含まれる。</p>	